

委託先機関の公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和5年9月22日

香川県立高等技術学校長 高津 啓幸

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名

令和5年度高等技術学校丸亀校施設内訓練託児サービス業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。但し、契約締結日は、託児サービスの提供を希望する高等技術学校丸亀校求職者向けコースに入校する者が、令和6年1月4日以降で最初に訓練を受講する日とする。

(3) 委託業務の概要

高等技術学校丸亀校求職者向けコースの訓練生に対する託児サービスの提供

(4) 業務委託の内容

別添仕様書のとおり。

2 応募資格

次の(1)から(6)に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(4) 香川県税に滞納のない者

(5) 香川県内に本社（本店）又は支店、営業所等の活動拠点を有する者

(6) 次のア～エの基準について、いずれにも該当する者

ア 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める次のいずれかの施設において託児サービスを提供すること。

(a) 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

(b) 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時事業預かり事業に限る。）

(c) 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(d) 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

(e) 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号）の認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

(f) 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

イ 託児サービスを提供する施設の所在地は香川県立高等技術学校丸亀校（香川県丸亀市港町307）から直線距離5km程度以内であること。

ウ 託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に参加すること。（保育を受ける児童および保育者の双方を対象としたもの）

エ 児童福祉法等の関係法令および通知に準拠していること。

3 応募方法

本件に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、応募意思表明書（様式任意）を提出しなければならない。

(1) 添付書類

香川県税納税証明書（提出年月日前3月以内の日付のものに限る（写し可。））を添付すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出しなくてよい。

- ・ 印鑑を持参し、県税事務所（自動車税課（高松市鬼無町）を除く。）、各県民センター又は中讃税務窓口センターで納税証明書の交付請求を行うこと。

- ・ 法人等で代表者印が持ち出せない場合には、納税証明書交付請求書の「請求者欄」に予め押印し、受任者の欄に受取者を記入・押印の上、受任者の印鑑を持参すること。この場合、請求者の確認のため、身分証明書などの提示を求められることがある。

- ※ 県税の納税証明書交付請求書等は以下からダウンロードすることができる。
香川県ホームページ→県内・総合情報を見る→組織部署→税務課→県税のページ→申請用紙等
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>
- ※ 納税証明書の交付請求には手数料（1部につき400円の県証紙）が必要となる。県証紙の売りさばき所は以下のとおりであるので参照のこと。
香川県ホームページ→県内・総合情報を見る→組織部署→出納局→香川県証紙→【香川県証紙売りさばき所一覧】をご覧ください。
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/13520/urisabaki.pdf>

- (2) 提出期間 令和5年9月22日（金）から令和5年9月29日（金）まで
- (3) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、午後0時から午後1時までの間を除く。
- (4) 提出場所 香川県立高等技術学校丸亀校
- (5) 提出方法 持参または郵送により提出するものとする（ただし、郵送の場合は提出期限内に必着となるように留意すること。）。)

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 公募の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は公募に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、公募を取り消し、又は延期することがある。こ

の場合、公募の取消し又は延期による損害は、応募者の負担とする。

(4) 現地調査

応募者は、応募意思表明書を提出後、香川県から現地調査を求められた場合は、それに
応じなければならない。

6 照会先

〒763-8513 香川県丸亀市港町307

香川県立高等技術学校丸亀校 総務課：片山（かたやま）

T E L : 0877-22-2633

F A X : 0877-24-7990